

# 誓約書

芦屋市シティプロモーション用ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に当たり、芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

なお、市がこの誓約書の写し及び下記2(4)の情報を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、警察署長に下記2(1)及び(2)に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は他の実施機関（芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。）に提供することについて同意する。

## 記

### 1 申請内容 芦屋市シティプロモーション用ロゴマークの使用について

申請日 令和 年 月 日

### 2 誓約事項

- 使用者は、次のアからウまでに該当しないこと。
  - 条例第2条第1号で規定する暴力団
  - 条例第2条第2号で規定する暴力団員
  - 条例第2条第3号で規定する暴力団密接関係者
- ロゴマークを使用して行う業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、前号アからウまでに該当する者（以下「暴力団等」という。）をその受託者としなないこと。
- 使用者が前2号の条項に違反したときは、契約の解除、損害賠償請求その他の市が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- 市が、使用者が暴力団等に該当するの否かを確認するために、それらの役員等（芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱第2条第2号に規定する役員等をいう。以下同じ。）の氏名その他の情報の提供を求めた場合は、使用者は速やかに必要な情報を市に提出すること。
- 使用者は、ロゴマークを使用して行う業務に際し、暴力団等から妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、市に報告し、及び警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
- 使用者は、ロゴマークを使用して行う業務について、委託等の契約の受託者に対し、当該委託等の契約の履行に伴い、不当介入を受けたときは、使用者に報告するよう指導すること。
- 使用者は、委託等の契約の受託者から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び委託等の契約の受託者が当該委託等の契約の履行に伴い、不当介入を受けたことを知ったときは、市に報告し、警察署長に届け出て、当該委託等の契約の受託者とともに捜査上必要な協力をする事。

年 月 日

芦屋市長 宛

(使用者)  
住 所  
(所在地)  
氏 名  
〔 法 人 名 〕  
〔 代 表 者 名 〕

(参考)

### 芦屋市暴力団排除条例

#### 第2条

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
  - (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
  - (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次のいずれかに該当するものをいう。
    - ア 暴力団員が役員(法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者
    - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している事業者
    - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
      - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
      - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
      - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
- エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者

### 芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱

#### 第2条

- (2) 役員等 次に掲げる者をいう。
  - ア 法人その他の団体(以下「法人等」という。)にあっては、役員(条例第2条第3号アに規定する役員をいう。以下同じ。)及び監督責任者(業務を監督する責任を有する者及び当該業務に対して当該者と同等以上の支配力を有すると認められる者(役員を除き、これらの者の権限を代行する権限を有する者を含む。))をいう。以下同じ。)
  - イ 法人等以外の者にあっては、その者及び監督責任者